

奈情審第89号
令和2年10月12日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部法務ガバナンス課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求不開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年6月25日付け奈総法第61号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-2号】

奈良市長（処分庁担当課 総務部総務課）が行った令和2年2月25日付け奈総第696号行政文書不存在決定通知書による不開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 5 2 号

諮問：行文第 0 2 - 2 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和 2 年 2 月 2 5 日付けで行った奈総総第 6 9 6 号行政文書不
存在決定通知書による不開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 2 月 1 0 日付けで、条例第 5 条第 1 項の規定に基づ
いて、奈良市長（以下「処分庁」という。）に対して、「法律相談の予約が 2 0 2
0 年 2 月より電話のみで市役所で直接できないことになった運用の変更に係る
文書一切」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、令和 2 年 2 月 2 5 日付け奈総総第 6 9 6 号行政文書不
存在決定通知書で、「該当する文書について作成及び保有していないため」という理由によ
り不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に
通知した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由
はおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

本件開示請求の対象行政文書について作成及び保有しているため、理由提
示に不備がある。

(2) 意見書

ア 本件開示請求について

本件開示請求書記載の請求に係る行政文書の件名は、「法律相談の予約が
2 0 2 0 年 2 月より電話のみで、市役所で直接できないことになった運用

の変更に係る文書一切」と記載されているから、法律相談の予約が電話のみとなった変更に係る一切の文書を請求対象としているのは明らかである。

イ 不存在決定について

法律相談の手続（予約方法を含む）については、ホームページ、奈良しみんだよりや総務課（総合受付を含む）及び法律相談が行われる玄関ホール会議室等で保有する文書により、市民に周知が図られている。このうち、「奈良市の法律相談」と題する文書では、その予約の記載が、当初「電話または来庁にて」から2020年2月10日に取得した同件名の文書では「電話にて」に変更している。このことは、奈良しみんだよりやホームページ等で行われる告知でも同様と解される。

ゆえに、変更前後の文書を比較すれば、法律相談の手続が変更したことが明らかになるから、これら予約方法変更前後の周知文書及びその作成に係る起案文書等は請求対象文書であり、作成及び保有しているのは明らかであるので、理由提示に不備があるといわざるを得ない。

ウ 弁明書について

弁明書において、審査請求人が誰であるか特定できず、不備がある。また、法律相談の予約方法を電話のみに変更した理由が記載され、「よって」として、それが対象行政文書が存在しない理由としているが、予約方法変更の理由から対象行政文書が存在しない理由を結びつけるのは論理の飛躍がある。

エ 反論書等の提出部数について

反論書の提出及び証拠書類又は証拠物の提出について、それぞれの提出部数を正本及び副本1通ずつ要求しているが、これは審査庁と処分庁が異なる場合の手続であり、処分庁と審査庁はともに奈良市長で同一であるから、この場合の提出部数は1通である。

オ 審査請求の手続について

奈良市の開示決定等に係る不服申立てについては、審査庁の審理員ではなく、審査会で実質的な審理が行われる。ゆえに、速やかに処分庁から審査庁に提出された弁明書を添付して審査会に諮問しなければならない。また、審査請求人に弁明書副本を送付するときは同時に諮問した旨の通知をすべきである。ゆえに、弁明書のみを送付して諮問の通知を遅延するのは行政の不作为である。もし、審査庁が、処分庁が原処分を取り消し再開示するのを待って却下裁決する予定で諮問しないのなら、審査会制度を没却するもので不適切である。

カ まとめ

対象行政文書は存在しているから、理由提示に不備があり取消しは免れない。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 処分庁が実施している弁護士による法律相談事業において、法律相談の予約方法については、電話によるものと来庁によるものがあり受付開始時間の短時間に多くの予約が重なり、その受付順を決めるのが困難となる場合が多発してきたことから、その是正を図るため、令和2年4月1日から原則として電話のみとする運用に変更したものである。よって、本件開示請求で審査請求人が求めた「法律相談の予約が2020年2月より電話のみで、市役所で直接できないことになった運用の変更」に係る行政文書は存在しない。

したがって、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第8条に規定する理由の提示の要件を欠くとは言えず、本件処分理由は、その事実に基づいて適切かつ明確に記載したものであって、理由不備には当たらず、適法、妥当なものである。

- 2 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、「第1 弁明の趣旨」のとおり、本件審査請求を棄却するよう求める。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

- 1 対象行政文書の不存在について

審査請求人は、令和2年2月10日に手にした「奈良市の法律相談」と題する文書における予約方法の記載が、「電話または来庁にて」から「電話にて」に変更されていたと主張していることについて、処分庁に確認したところ、「第4 処分庁の説明の要旨」の1で弁明したとおり法律相談の予約受付に係る懸念があり、令和2年1月にも窓口で予約を巡って問題が生じていたところで、そのような状況に照らし、取り急ぎ、電話による予約の協力をお願いする（ただし、協力をお願いにとどまるので、予約希望者が来庁した場合も予約を受け入れる）対応としたものであるが、「奈良市の法律相談」の文面を変更するための起案文書などは作成していないとのことであった。

なお、処分庁は、その後同年4月から正式に電話のみによる予約の運用を実

施しており、その運用に当たっては、予約方法の変更とその実施時期、奈良市が発行する広報紙に掲載する手続を含めた起案文書を作成しており、当審査会もこれを確認した。

このことから、「法律相談の予約が2020年2月より電話のみで、市役所で直接できないことになった運用の変更」に係る行政文書が作成されていないことについて不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件開示請求の対象となる行政文書について、処分庁が不存在を理由とした本件処分は、妥当である。

また、審査請求人は、法律相談予約の手続を変更したことが明らかであるとして、予約方法変更前後の周知文書である「奈良市の法律相談」が本件開示請求の対象行政文書であると主張している。当審査会が当該文書を見分したところ、法律相談事業に関して市民に対し頒布することを目的として作成された文書であって、不特定又は特定多数の者に頒布されるものであると認められ、条例第2条第2号アにより行政文書には該当しない。

このことから、理由付記については、本件処分に係る決定通知書の該当する行政文書を保有していない理由の項に「該当する文書について作成及び保有していないため」と本件処分の基礎となった事実関係を記載しており、不開示決定の理由を審査請求人に知らせるための具体性の程度において本件処分を取り消さなければならない不備があるとまでは言えない。

2 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 6月25日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 7月20日	令和2年度第4回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和2年 9月25日	令和2年度第6回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年10月12日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石 黒 良 彦	弁 護 士	
上 田 健 介	近畿大学法科大学院教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸 城 杏 奈	弁 護 士	会 長
浜 口 廣 久	弁 護 士	